

独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の
取扱いに関する規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第121号
制定 平成27年1月26日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)における公的研究費等の取扱いに関し必要な事項を定め、不正使用を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「公的研究費等」とは、次のとおりとする。

- 一 各省各庁から配分される競争的資金(各省各庁が所管する法人等から配分される競争的資金を含む。)
 - 二 地方公共団体からの助成金及び補助金
 - 三 その他機構の責任において管理すべき経費
- 2 この規則において「教職員等」とは、機構の教職員その他の機構の公的研究費等の運営及び管理に関わるすべての者をいう。
- 3 この規則において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金及び品名差し替え、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって機構の規程及び法令等に違反した公的研究費等の使用をいう。

(法令等の遵守)

第3条 教職員等は、公的研究費等の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則(機構規則第34号)等(以下「会計規則等」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び関係法令並びに交付等の際の条件を遵守しなければならない。

第2章 運営及び管理体制

(最高管理責任者)

- 第4条 機構を統括し、公的研究費等の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針(以下「基本方針」という。)を策定及び周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が公的研究費等の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営及び管理について、機構全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、総務担当理事をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、機構全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に、最高管理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 機構が設置する各国立高等専門学校(以下「学校」という。)等(機構本部を含む。)における公的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、当該学校の長(機構本部にあっては、事務局長)をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。

一 自己の管理監督又は指導する学校等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ書面により報告書を提出する。

二 不正使用の防止を図るため、教職員等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

三 教職員等が適切に公的研究費等の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保するため、責任を統括する役割を担った上で、学科等(事務部を含む。)の組織レベルで副責任者を任命するものとし、副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、業務を行うものとする。

(職名の公開)

第7条 前3条の責任者(以下「各責任者」という。)を置いたとき、又は変更したときは、その職を公開するものとする。

第3章 適正な運営及び管理のための環境整備

(経理事務等)

第8条 公的研究費等に係る契約、旅費支給、給与及び謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定めのある場合のほか、会計規則等により取り扱うものとする。

(相談窓口)

第9条 公的研究費等に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する機構内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口(以下「相談窓口」という。)を設置するものとする。

2 相談窓口は、機構本部及び各学校に設置するものとし、その担当係等は公開するものとする。

(職務権限)

第10条 機構は、公的研究費等の執行について権限と責任を明確にし、業務の分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定めるものとする。

第4章 教職員等の意識向上

(行動規範)

第11条 不正使用を防止するため、教職員等に対する行動規範を策定する。

2 学校等(機構本部を含む。)は、不正使用を防止するため、コンプライアンス教育等に係る研修会の開催その他の方法により、教職員等の意識向上及び事務職員の専門的能力の向上を図るものとする。

第5章 不正使用に係る調査、処分等

(調査等)

第12条 不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、独立行政法人国立高等専門学校機構公的研究費等の不正使用に係る調査等に関する取扱規則(以下「不正使用に係る調査等取扱規則」という。)に基づき不正使用に係る調査委員会(以下「調査委員会」という。)において必要な調査を行うものとする。

2 前項による調査の結果、不正使用があったと認められた者については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則(機構規則第6号)及び不正使用に係る調査等取扱規則に則り、懲戒処分等及び氏名の公表等を行うものとする。

3 各責任者において、管理監督の責任が十分に発揮されずに不正使用を招いた場合には、前項に準じた取扱いを行うものとする。

第6章 不正使用の防止

(不正防止計画推進室)

第13条 機構は、不正を発生させる要因の把握及び不正防止計画の策定・実施を図るため、機構全体の観点から機構本部に不正防止計画推進室を設置する。

2 学校は、公的研究費等の不正使用を未然に防止するため、不正防止計画推進室と連携・協力し、主体的に不正防止計画を実施する。

(不正防止計画の策定等)

第14条 不正防止計画推進室は、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し、これに基づく業務の推進及び管理を行うものとする。

第7章 公的研究費等の適正な運営及び管理

(予算執行状況の確認等)

第15条 コンプライアンス推進責任者及び副責任者(以下「コンプライアンス推進責任者等」という。)は、当該学校等の公的研究費等の執行状況について確認し、著しく遅れている場合は、その理由を確認するとともに、必要に応じ改善策を講じるものとする。

(発注段階での財源の特定)

第16条 教職員等は、公的研究費等の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

(検収業務等)

第17条 物品の購入、製造及び修理に係る契約(以下「物品の購入等契約」という。)に伴う検収業務については、会計規程等の定めにより行うものとする。

2 非常勤職員の雇用等により研究協力を得る場合は、雇用依頼者及び事務職員が勤務状況等を確認し、公的研究費を適正に管理するものとする。

(不正な取引を行った業者の処分)

第18条 不正な取引に関与した業者については、独立行政法人国立高等専門学校機構物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づき、取引停止等の措置を講ずるものとする。

第8章 情報伝達を確保する体制

(通報窓口等)

第19条 不正使用等(その疑いがあるものを含む。次条において同じ。)に関する機構内外からの通報(告発)及び情報提供を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)を機構本部に設置するものとする。

2 前項の通報窓口の担当係等は、公開するものとする。

3 各学校において通報を受けた場合は、速やかに通報窓口に報告するものとする。

(不正使用等に関する報告)

第20条 通報窓口に不正使用等に関する通報及び情報提供があった場合は、窓口担当者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に、速やかにその旨を報告しなければならない。

(使用ルール等の理解度の確認)

第21条 不正防止計画推進室は、不正使用を防止する観点から、教職員等に対し公的研究費等の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(不正使用防止に向けた措置)

第22条 不正防止計画推進室は、不正使用の防止に向けた取組みの状況を機構の公式ホームページ等で公表するとともに、その施策を確実に継続的に推進するものとする。

第9章 モニタリング等

(監査制度)

第23条 学校等は、公的研究費の適正な管理及び機構全体の会計内部監査体制の充実・強化を図るために、公正かつ的確な内部監査を実施するとともに、各学校間における相互監査制度を導入し、会計業務の適正かつ効果的な監査を実施するものとする。

(内部監査と不正防止計画推進室)

第24条 機構本部監査室(以下「監査室」という。)は、独立行政法人国立高等専門学校機構内部監査規則(機構規則第62号)に基づき、業務監査及び会計監査を実施するほか、不正防止計画推進室と連携して不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施する。

2 監査室は、前項の監査を実施するときは、監事及び会計監査人と緊密な連携を図り、効率的な監査を実施するものとする。

第10章 その他

(細則等への委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、公的研究費等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年1月26日から施行する。